



日 監 第 1 0 4 号
令和7年(2025年)3月6日

(請求人) 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 中 嶋 良 樹

住民監査請求について（通知）

令和7年2月14日付け日監第93号で受け付けた住民監査請求については、別紙理由書のとおり、不受理（却下）としたので、この旨通知します。

理 由 書

住民監査請求の請求期間については、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第242条第1項本文により、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）がある」と認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」とされている。

請求人は日野市職員措置請求書の「2. 請求の理由」において、請求者の扶養義務者には、令和5年分の世帯収入は1000万円を超え、請求者を扶養できる状態にあり、扶養を拒む正当な理由は存在しない旨の主張をしている。

請求人は、生活保護法（以下、「法」という。）第77条（費用等の徴収）第1項の、「被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」規定から、当該保護機関の市長に対して、扶養義務者から保護費の負担を求めている。

しかし、法第10条（世帯単位の原則）は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」としている。この条文に従って、請求者と扶養義務者の世帯が別であるか否かを事実証明書から確認したところ、請求者と請求者の親は別世帯であることが認められた。このため、請求者世帯で、保護の要否及び程度を判断することとなる。

また、法第77条第1項の規定については、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」の「第5 扶養義務の取扱い」で、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。」としている。

これについては、請求人が提示した事実証明書の扶養義務者の「令和6年度市・県民税課税証明書」に記載の収入内訳の額をもつても、請求人からの

事実証明書「仕送りの停止通告」にあるように、請求者への扶養の意思が無いことは明白であり、扶養義務者から請求者の保護費の全部又は一部を徴することができるに足りる事実証明書の提示はされていない。

また、請求者は、法第78条第1項の規定により、保護費用の一部または全部を市長をして扶養義務者から徴収すべきであると要望しているが、この条項は、不実の申請その他不正な手段による保護費の受給について、その者から徴収することができる規定であって、提出された事実証明書は、不実の申請その他不正な手段により保護費を受給したことを証するに足りるものではない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条第1項に定める、不当な公金の支出を証するものの資料の提示はなく、住民監査請求の要件を具備していないため却下するものである。